

平成28年瑞穂町教育委員会第8回定例会 会議録

平成28年8月25日瑞穂町教育委員会第8回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 関谷 忠 君 ・ 2番 戸田 祐佳 君 ・ 3番 滝澤 福一 君 ・ 4番 鳥海 俊身 君
5番 森田 義男 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長(再掲) 鳥海 俊身 君 ・ 教育部長 福井 啓文 君 ・ 教育課長 友野 裕之 君 ・ 指導課長 田中 淳志 君
社会教育課長 峯岸 清 君 ・ 図書館長 宮坂 勝利 君 ・ 指導課指導担当主幹 山縣 弘典 君
庶務係長(事務局) 鳥海 仁 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 議案第21号 平成29年度使用小学校特別支援学級教科用図書の採択について

日程第4 議案第22号 平成29年度使用中学校特別支援学級教科用図書の採択について

日程第5 議案第23号 平成28年度一般会計補正予算第3号の原案中教育に関する部分の意見聴取について

開会 午前9時00分

滝澤委員長 おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成28年瑞穂町教育委員会第8回定例会を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年瑞穂町教育委員会第8回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により委員長において、3番、森田委員を指名いたします。

日程第2、委員長・教育長業務報告を行います。初めに教育長より報告をお願いいたします。

教育長 業務報告につきましては、別紙資料に記載のとおりです。

滝澤委員長 委員長の業務報告につきましても、別紙記載のとおりです。

今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了します。

日程第3、議案第21号、平成29年度使用小学校特別支援学級教科用図書の採択について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 議案第21号、平成29年度使用小学校特別支援学級教科用図書の採択について、提案理由を申し上げます。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び学校教育法附則第9条の規定に基づき、平成29年度使用小学校特別支援学級教科用図書を採択する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

指導課長

平成29年度使用小学校特別支援学級教科用図書の採択について説明いたします。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第13条は、教科用図書の採択について、種目ごとに1種の教科用図書の選定をすることとしている規定です。また、学校教育法附則第9条につきましては、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、文部科学大臣の検定を経た教科書や文部科学省の著作教科書以外の教科用図書を使用することができるという規定です。

採択の流れについてご説明いたします。特別支援学級の設置校ごとに校長を責任者とした図書研究会を置き、特別支援学級の全教員で平成29年度に使用する教科用図書の調査研究を行いました。調査研究に際しては、内容、表現、使用上の便宜、その他の4点とし、特別支援学級の児童・生徒の発達段階や能力、障害の特性などの実態を踏まえ検討いたしまして、選定理由書を作成し、校長が教育委員会に提出したところでございます。

平成29年度の小学校特別支援学級教科用図書選定一覧表及び選定理由書は、別紙のとおりです。教科用図書選定一覧の記載内容の一部について、ご説明いたします。

瑞穂第一小学校の一覧表をご覧ください。国語及び算数の同成社の「ゆっくり学ぶ子のための「こくご」及び「ゆっくり学ぶ子のための「さんすう）」は特別支援学校などにあわせた内容の図書であり、指導の一貫性を踏まえて選定しています。また、国語や書写、算数、音楽、生活、図画工作においては、「検定教科書」とありますが、瑞穂町で採用しております通常の学級で使用する教科用図書と同じものを使用するというところでございます。他の教科用図書につきましては、別紙報告書のとおりとなっております。これらの図書につきましては、学校ごとに選ぶことがるため、特別支援学級設置校である瑞穂第一小学校長より、採択してほしい旨の報告がきたものを毎年度採択するものです。

以上説明を終わります。慎重ご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。平成29年度

使用小学校特別支援学級教科用図書の採択について説明いたします。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第13条は、教科用図書の採択について、種目ごとに1種の教科用図書の選定をすることとしている規定です。また、学校教育法附則第9条につきましては、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、文部科学大臣の検定を経た教科書や文部科学省の著作教科書以外の教科用図書を使用することができるという規定です。採択の流れについてご説明いたします。特別支援学級の設置校ごとに校長を中心とした図書研究会を置き、特別支援学級の全教員で平成28年度に使用する教科用図書の調査研究を行いました。調査研究に際しては、内容、表現、使用上の便宜、その他の4点とし、児童・生徒の発達の段階や能力、特性などの実態に応じて検討いたしまして、選定理由書を作成し、教育長に提出したところでございます。平成28年度の小学校特別支援学級教科用図書選定一覧表及び選定理由書は、別紙のとおりです。教科用図書選定一覧の記載内容の一部について、ご説明いたします。瑞穂第一小学校の一覧表をご覧ください。国語及び算数の同成社の「ゆっくり学ぶ子のためのこくご1、2、3（改訂版）」及び「ゆっくり学ぶ子のためのさんすう3、4、5」は、特別支援学校などにあわせた内容の図書であり、指導の一貫性を踏まえて選定しています。また、国語や書写、算数、音楽、生活、図工においては、「検定教科書」とありますが、瑞穂町で採択しております通常の学級で使用する教科用図書と同じものを使用するというところでございます。他の教科用図書につきましては、別紙報告書のとおりとなっております。これらの図書につきましては、学校ごとに選ぶことができるため、特別支援学級設置校である瑞穂第一小学校長から採択を希望する図書を、毎年度採択するものです。以上で議案説明を終わります。慎重ご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

滝澤委員長
関谷委員
指導課長

以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。
毎年度採択するものになるのでしょうか。
特別支援学級については、毎年度になります。

- 滝澤委員長 他にご質疑はございませんでしょうか。
- ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第21号に対する討論を行います。
- (「討論なし」との発言)
- 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第21号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。
- (「異議なし」との発言)
- 異議なしと認め、議案第21号は原案どおり可決されました。
- 滝澤委員長 日程第4、議案第22号、平成29年度使用中学校特別支援学級教科用図書の採択について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。
- 教育長 議案第22号、平成29年度使用中学校特別支援学級教科用図書の採択について、提案理由を申し上げます。
- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び学校教育法附則第9条の規定に基づき、平成29年度使用中学校特別支援学級教科用図書を採択する必要があるため、本案を提出するものです。
- 詳細につきましては、担当者に説明させます。
- 指導課長 平成29年度使用中学校特別支援学級教科用図書の採択について説明いたします。
- 特別支援学級教科用図書の採択の概要については、先ほどの小学校特別支援学級教科用図書の採択、議案第21号にて説明いたしましたので、省略させていただきます。
- 平成29年度の中学校特別支援学級教科用図書選定一覧表及び選定理由書は、別紙のとおりです。教科用図書選定一覧の記載内容の一部について、ご説明いたします。
- 瑞穂中学校の一覧表をご覧ください。国語及び数学の東洋館出版社「くらしに役に立つ国語」、「くらしに役に立つ数学」は特別支援学校、特別支援学級にあわせた内容の図書であり、社会にでるために必要な知識を生徒が体験的に学んでいくことができるものとなっています。また、理科の誠文堂新光社の「小学理科 かんぺき 新し

い教養のための理科 基礎編」は、気象や星空の観察、身近なものでできる実験について分かりやすく解説しています。英語の大阪教育図書の「からだで学ぶ英語教室」は、中学第1学年で学習する内容を基本として、「聞く」練習から入って「話す」練習に移る流れになっており、ほとんどが生徒の動作をとおして学習できるように配慮されたものになっています。他の教科用図書につきましては、別紙報告書のとおりとなっております。

これらの図書につきましては、学校ごとに選ぶことができるため、特別支援学級設置校である瑞穂中学校長より、採択してほしい旨の報告がきたものを毎年度採択するものです。

以上で議案説明を終わります。慎重ご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

滝澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

戸田委員 社会の種目のところで選ばれたものが、地図帳に限定されているのかなと思います。他の分野についても学ぶべきところがあり、他の分野の教科書があっても良いのではと思います。

指導課指導担当主幹

社会については今お示ししましたように、地図を中心とした学習となっています。この地図の特徴としましては、通常の学級で使われている鳥瞰図だけではなく、ユニバーサルデザインを取り入れたものになっています。委員ご指摘の社会科の他の分野については、教員がプリント類を用意したり、また通常の学級で使用している教科書を利用しながら、地図に限定せずに幅広く学習内容を網羅していく予定です。

森田委員 中身についてではなくネーミングについて、中学校で使う教科書の表題に、小学校の理科など、小学校という文字が入っているのが見受けられます。出版社の問題だとは思いますが、保護者が見て違和感を感じやしないかと思われま。出版社側の言い分などはあるのでしょうか。

指導課指導担当主幹

各学校で調査をしていく中で、知的障がいに関した教科書を選定していくわけです。その中で、瑞穂中学校の7組では一覧表にあります教科書が子ども達に一番合っていると判断し選定しました。ただ、先ほど採択をして

いただいた小学校の一覧表を見ますと、「ゆっくり学ぶ子のための国語」など、表記に配慮された教科書も選定されています。瑞穂中学校でも、「暮らしに役立つ国語」「ゆっくり学ぶ子のための国語4」など、表記に配慮されたものを選定しているところでもあります。今後、7組につきましては、通常の教科書についての検討を深めさせて、委員ご指摘のとおり、様々なところへ配慮されるような調査・研究をさせていきたいと思えます。

森田委員 参考までにお聞きしたいのですけれど、小学生のための～、というものがいくつか見受けられますが、これは小学生用に作られたものでしょうか。あるいは、中学生の特別支援用に作られたものでしょうか。

指導課指導担当主幹

基本的には、表題のとおり、小学生向けのものになります。ただ、これは、特別支援学級に限ったものではなくて、幅広く発行されているものですので、こういった表記になっています。瑞穂中学校の7組につきましては、その実態に即して、この出版物が良いというところで対応をお願いしているところです。

森田委員 保護者に対しては、ご理解を頂きながら使用していくことになろうかと思えます。違和感が払拭できないことだけ申し添えしておきます。

指導課指導担当主幹

昨年度も同様のご指摘をいただいています。瑞穂中学校の7組につきましては、「ゆっくり学ぶ子のための国語4」がございます。ご決定をいただきました一小の中では、「ゆっくり学ぶ子のための国語3」というのがありますが、3と4については、系統的に指導されるものであります。このあたりは小中の連携が図られてきていると思えます。こういったあたり、一層の教科用図書を活用やそれに準じた、ほし本といわれる教科書の活用などが図られるよう、研修などに盛り込みながら、各学校の充実を図りたいと思えます。

滝澤委員長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第22号に対する討論を行います。
（「討論なし」との発言）

討論なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第22号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」との発言)

異議なしと認め、議案第22号は原案どおり可決されました。

滝澤委員長 日程第5、議案第23号、平成28年度一般会計補正予算第3号の原案中教育に関する部分の意見聴取について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 議案第23号、平成28年度一般会計補正予算第3号の原案中教育に関する部分の意見聴取について、提案理由を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、平成28年度一般会計補正予算第3号の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

詳細については、教育部長に説明させます。

教育部長 1ページおめくりください。

まず、歳入ですが、科目名称と増額理由を説明いたします。

ナンバー1、「体育施設使用料 過年度分」は、平成27年度分の収入の一部を誤って平成28年度分として処理してしまったことから、新たに過年度分という科目を設け、振り替えるものです。

ナンバー2、ひとつ飛んでナンバー4の「理科観察実験支援事業補助金」は、支援員増員が文部科学省に認められたため追加するものです。

ナンバー3、「幼稚園就園奨励事業管理システム開発費補助金」は、幼稚園就園奨励費の補助対象者拡大に伴うシステム改修費に対する補助金を予算化します。

ナンバー5になります、「オリンピック・パラリンピック教育推進校委託金」は、新たに小中全7校が当該推進校

に指定されたことから、予算化します。

ナンバー6、「言語能力向上推進事業委託金」は、新たに三小が当該拠点校に指定されたことから、予算化します。

ナンバー7、「道徳教育推進拠点校事業委託金」は、新たに瑞中が当該拠点校に指定されたことから、予算化します。

ナンバー8、「スーパーアクティブスクール事業委託金」は、新たに二中がスーパーアクティブスクールに指定されたことから、予算化します。

ナンバー9、「プール水流出事故補てん金」は、プール水流出事故に対する補填金を予算化するものです。裏面をご覧ください。

歳出になります。科目名称と主な増減理由を説明いたします。

ナンバー1、「校内研修講師謝礼」、ひとつ飛んでナンバー3の「校内研修事業費」は、三小が言語能力向上拠点校に指定されたことから増額補正します。

ナンバー2、「理科観察実験支援員謝礼」、ひとつ飛んでナンバー4の「理科観察実験支援事業消耗品費」は、理科観察実験支援事業の費用として増額補正します。

ナンバー5、「コンピュータ等一式」は、契約差金と教育アドバイザーが配置されなかったため減額補正します。

ナンバー6、「植栽等管理委託料」は、一小と三小の樹木伐採にかかる費用を増額補正します。

ナンバー7、「一小プールろ過機取替工事」と次のナンバー8、「四小音声調整卓等更新工事」は、契約差金を減額補正します。

ナンバー9からナンバー11、飛びますがナンバー13、ナンバー16、ナンバー19は、オリンピック・パラリンピック教育推進校に小中全7校が指定されたことから、「講師謝礼」、「消耗品費」、「備品」をそれぞれ予算

化するものです。

次にナンバー１２、「光熱水費」は、プール水流出事故に伴う上下水道料を増額補正します。

ひとつ飛んでナンバー１４、飛びますがナンバー１７は、新たに瑞中が道德教育推進拠点校に指定されたことから、「講師謝礼」と「事業費」をそれぞれ予算化します。

次にナンバー１５、「スーパーアクティブスクール講師謝礼」は、二中がスーパーアクティブスクールに指定されたことから、予算化します。

２つ飛んでナンバー１８、「教育用コンピュータソフト」は、契約差金を減額補正します。

ひとつ飛んでナンバー２０、「電算システム改修委託料」は、歳入で説明させていただいたとおり、幼稚園就園奨励費の補助対象者拡大に伴うシステム改修委託費用を増額補正します。

ナンバー２１、「吹奏楽団講師謝礼」は、平成２７年度に支出を失念した謝礼を、再度、平成２８年度分として計上させていただきました。

ナンバー２２、「消火剤詰替」は、消火器の消火剤の詰め替え費用を増額補正します。

ナンバー２３、「ふるさとづくり推進事業（郷土文化）委託料」は、前年度より継続調査を行ってきた瑞穂の自然をまとめた冊子、ふるさと図鑑（自然編）を作成する費用を増額補正します。

ナンバー２４、「屋内消火栓ホース」と次のナンバー２５、「駐車場車止め取替え用支柱」は、契約差金を減額補正します。

ナンバー２６、「職員普通旅費」と次のナンバー２７、「委員費用弁償」は、スポーツ推進委員協議会の委員の方と協議会自体が、それぞれ表彰されることになり、その表彰式が福井県で行われます。これに出席するための旅費等を増額補正するものです。

説明は以上でございます。

滝澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

戸田委員 1点目は、二中のスーパーアクティブスクールの内容について、教えていただきたい。

2点目は、オリンピック事業に関する消耗品など、現在どのようなものを考えられているのか。

指導課長 まず、スーパーアクティブスクールについてですが、体力向上を目指した事業です。都の体力テストの結果が全国的に低い数値になっています。都内全校がアクティブスクールに指定されそのうち45校ほどがスーパーアクティブスクールに指定されています。スーパーが付いているように特に授業などで体力向上を重視し外部へ発信していくこととなります。

また、オリンピック・パラリンピック教育推進校については、中学校2校と小学校5校の全てが指定されているわけですが、予算の中で一番ウエイトを占めているのが、オリンピアなどを講師として招き、体験活動等を行うようなものがあります。その他、オリンピック・パラリンピック教育推進校には、運動に特化してものではなく、オリンピック・パラリンピックの精神やボランティアマインドの醸成、障がい者理解、国際理解なども絡んだ事業になっています。そういった総合的なものを含んだ予算となっています。

森田委員 オリンピック・パラリンピックについて、今までになく盛り上がりを見せたと感じています。こういった事業を指定されことは、町にとっても良いことだと思います。その中で、一つの国を支援する事業を行うと思います。都からはそれについての、打診等はあるのでしょうか。

指導課長 平成27年度中に話がありました。1校につき5国の支援をすることが決まっている状況です。

森田委員 4年後に向けて、各国の支援などを行っていく方向であると考えてよろしいのでしょうか。

指導課長 具体的には決まっていますが、各校5国について、支援する取組を行っていきます。

森田委員 歳出、教育総務費に、559,000円の減額補正があります。理由に教育アドバイザーが配置されなかったとあります。どういった事情があったのでしょうか。もう1点は図書館の、ふるさと図鑑の内容について、ご説明いた

だきたい。

指導課長 教育アドバイザーについては、人材が見つからなかったということになります。退職等のタイミングもあり、採用できませんでした。

図書館長 ふるさとづくり推進事業の中で、ふるさと図鑑をつくることになります。今回作る分野は、「自然」になります。平成27年度から継続事業で行っていたもので、「観光」「歴史」「自然」の分野で構成され、瑞穂町独自の教科書を作ろうということで、始められました。全56ページの構成でされ、最終的には、瑞穂町マイスターいわゆる瑞穂町検定を行いながら、町の特色などを紹介できるボランティアを育成しようとするものです。これから、各学校や塾生となる方々へ配布する予定です。

森田委員 そうしますと、副読本的な扱い方もなさるのでしょうか。それと教育アドバイザーについて、適任者がいなかったとのことで、業務的には支障がなかったのでしょうか。

指導課長 本来、教育アドバイザーの職務については、従前より指導主事が担当している職務になります。主幹及び指導主事がその職務を担っているということになります。

教育長 昨年度まで2名いましたが、再任用の年数や年齢の関係で継続が難しくなりました。指導課長が述べているように、今まで教育アドバイザーが行っていました、新任から3・4年目くらいまでの若手の教員の指導を指導主事が行っているところです。なお、教育経験者の方が若手の指導のお手伝いを行っていただいたりもしています。

図書館長 子ども達にも、瑞穂の「観光」「歴史」「自然」を知ってもらうために、副読本的な扱いも視野に入れていきます。

滝澤委員長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第23号に対する討論を行います。
（「討論なし」との発言）

討論なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第23号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」との発言)

異議なしと認め、議案第23号は原案どおり可決されました。

滝澤委員長 以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これにて平成28年瑞穂町教育委員会第8回定例会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

閉会 午前9時38分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員